

後期高齢運転者を対象とした免許返納・無事故無違反キャンペーン 事業委託 仕様書

1. 委託業務の名称

後期高齢運転者を対象とした免許返納・無事故無違反キャンペーン事業委託
(以下、「本事業」という。)

2. 事業目的

本県では、高齢ドライバーによる交通死亡事故は全体の約4割と高く、そのうち後期高齢運転者(75歳以上)による交通死亡事故は全体の3割である。また、統計上、75歳以上の後期高齢運転者は、免許保有者当たりの死亡事故発生件数が75歳未満と比較して約2倍となっており、後期高齢運転者への交通事故防止対策が必要となっている。

こうした状況を踏まえ、本事業では後期高齢運転者を対象とした免許返納・無事故無違反キャンペーンを実施し、高齢者自身が運転を振り返る機会を提供することで、安全運転意識の向上と運転免許証の自主返納の促進を図ることを目的とする。

3. 業務の委託期間

契約締結日～令和9年3月31日(水)

4. 委託上限額

4,540千円(消費税および地方消費税を含む。)

5. 事業概要

○参加条件

- ・2人1組での参加
 - ・県内在住の運転免許保有者であること
 - ・うち1人は県内在住の75歳以上の運転免許保有者(令和8年度中に75歳以上に達する者も含む)を含めること
- <注意事項> ・複数のチームに重複して参加することは不可とする
・実施期間中のメンバー変更は不可とする

○無事故無違反チャレンジキャンペーン期間

募集期間 令和8年6月1日～令和8年 8月20日

実施期間 令和8年9月1日～令和8年12月9日(100日間)

○達成ペアへの参加賞・特別賞の贈呈完了 令和9年2月中旬

キャンペーン景品	<table border="1"><tr><td>無事故無違反達成賞</td><td>1等 商品券 10万円分 3ペア、2等 商品券 1万円分 7ペア</td></tr><tr><td>免許自主返納賞</td><td>いちほまれ 10kg 5ペア</td></tr><tr><td>参加賞</td><td>はぴコイン 625円×2 250ペア</td></tr></table>	無事故無違反達成賞	1等 商品券 10万円分 3ペア、2等 商品券 1万円分 7ペア	免許自主返納賞	いちほまれ 10kg 5ペア	参加賞	はぴコイン 625円×2 250ペア
無事故無違反達成賞	1等 商品券 10万円分 3ペア、2等 商品券 1万円分 7ペア						
免許自主返納賞	いちほまれ 10kg 5ペア						
参加賞	はぴコイン 625円×2 250ペア						

6. 提案を求める事項

(1) キャンペーン参加者募集広報

- ・キャンペーン対象者に効果的な媒体を用いるほか、広報内容を工夫するなど、より多くの参加者を募れる募集広報とすること。(成果要件：250組500人以上の応募)
- ・広報手段、実施媒体、期間、回数、その内容等について、具体的に提案すること。
- ・キャンペーン広報にかかる制作物については、県と十分に協議の上、作成すること。

(2) 100 日間無事故無違反チャレンジ

- ①チャレンジ開始前に、後期高齢運転者の危険な運転につながる癖などの運転行動を参加者ペアで見直し、免許返納の必要性について検討する取組を提案すること。
- ②参加者が目的意識を持って100日間無理なく取り組めるよう工夫しつつ、後期高齢運転者がチャレンジ中に自身の運転の振り返りや認知・身体機能の変化に気付ける仕組みやツールを提案すること。

(3) 無事故無違反達成ペアの紹介

- ・特別賞の授賞式の開催方法や周知・広報の具体的な内容を提案すること。

(4) その他

- ・上記の他、後期高齢者の免許証自主返納の促進や安全運転の励行につながる効果的な手段がある場合は、その内容および実施方法について提案すること。

7. 委託業務内容

(1) 参加者募集

- ・キャンペーン特設サイトを設置すること。
- ・特設サイトのデザインや記載事項等は県と協議の上で決定すること。
- ・申込受付については、高齢者に配慮し、郵送などの申込みも可能とすること。

(2) 100 日間無事故無違反チャレンジ

- ・参加者の継続意欲に繋がる呼びかけや声掛けを実施すること。
- ・県は参加状況等について適宜報告を求めるものとする。

(3) 免許返納およびチャレンジ結果の報告受付と集計

下記について、受付期間終了後に提出状況を県に報告すること。中間報告を求めるものとする。

○免許自主返納の報告

- ・免許返納を行ったことを確認するため、参加者に対し、「申請による運転免許の取消通知書」(免許返納を行った際に発行される通知書)の写しの提出を求め、内容を確認すること。提出方法は問わない。

○無事故無違反達成状況の報告

- ・参加者がチャレンジ期間中に無事故無違反を達成したかどうか報告を求めること。
- ・チャレンジ期間中、参加者自身が実施した自らの運転の振り返りや気付き、改善点等について確認すること。内容については、県が確認、提出を求めることもある。
- ・参加者に対し、事業の効果を確認できるアンケートを実施し、集計すること。

(4) 達成ペアへの参加賞(はぴコイン)贈呈

- ・期間中に免許自主返納および無事故無違反を達成した参加ペアに対して、1人あたり、はぴコイン 625(ムジコ)円を配布すること。
- ・はぴコインの配布に要する原資については、配布実績に応じた金額を委託料として支払うものとする。

(設計金額:625×250×2=312,500円)

・はぴコイン配布にかかるシステム運営などの諸費用については受託者負担とする。

(5)参加ペアへの特別賞贈呈

○免許自主返納賞 いちほまれ10kg 5ペア

- ・(3)の報告で「免許自主返納の報告」を行ったペアの中から抽選で5ペアを選出し、贈呈すること。
- ・商品の購入や送料などの諸費用は受託者負担とする。

○無事故無違反達成賞

- ・1等商品券10万円分3ペア、2等商品券1万円分7ペアについて、無事故無違反を達成したペアの中から抽選で選出し、贈呈すること。
- ・抽選に当選したペアについて、無事故無違反を達成しているかどうか下記の方法で確認を行うこと。
- ・確認の結果、達成していない場合は、当選を取り消し、別のペアを当選させること。

<確認方法>

1. 当選者に「運転記録証明書」発行にかかる同意書の提出を受ける。
 2. 自動車安全運転センターに「運転記録証明書」の発行を、受託者が代理で申請する。
- ・商品券の購入や送料などの諸経費は受託者負担とする。

8. 留意事項

- (1)提案書の内容については、県内の交通死亡事故の状況を十分に理解した上で、後期高齢運転者の免許返納の必要性や交通安全意識の向上が県民に広く浸透するよう事業を実施すること。
- (2)提案に当たっては、対象者(事業者)や実施(掲載)回数、実施(掲載)期間(スケジュール)、実施体制、実施方法等について、数値等を用いて具体的な企画案を明示すること。
- (3)本事業の実施にあたり、協賛金の募集は行わないこと。

9. 業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表(業務実施体制、スケジュール等)を提出し、委託者の承諾を得ること。

10. 委託者との協議等

- (1)本業務の実施に当たって、受託者は委託者との連携を密にし、適宜協議または打ち合わせを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実に業務を進めること。その際、事務局以外の関係者との連絡も緊密に行うこと。
- (2)受託者は、県と協議および打ち合わせをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。
- (3)県から業務にかかる問い合わせがあった場合は、速やかに報告すること。

11. 業務完了届

- (1)受託者は、本業務が終了したときは、速やかに次の事項を記載した業務完了届を委託者に提出し、委託者による検査を受けなければならない。
 - ・本業務の実施内容
 - ・本業務に要した経費の内訳(収支決算書、支出の費目別内訳等)
 - ・その他、事業実施に係る補足説明資料
- (2)受託者の責に帰すべき理由による業務完了届の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。

12. 成果物

本業務で作成した成果物の著作権は、県に帰属するものとする。なお、業務完了後に使用することがあるため、受託者は、事業実施に際して作成した成果物のデータ(音声、映像、画像等)を作成後速やかに県に提出すること。

13. 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、実際の委託契約時には、企画提案の内容等を踏まえて変更を行う。

14. その他

- (1)本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度委託者と協議の上、定めるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合も同様に協議の上、解決を図るものとする。
- (2)委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (3)契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (4)委託事業の実施に要した経費は、帳簿およびすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (5)本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこととする。
- (6)受託者は、業務実施過程で発生した障害や事故等については、大小にかかわらず委託者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (7)受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8)受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9)受託者は、業務実施過程に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けることとする。
- (10)本業務の委託料は、業務終了後、受託者からの請求により支払う。
- (11)本業務の全部または一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可能とする。
- (12)業務に必要な許可等の手続きについては受託者が行う。